第81回広島県森林審議会議事録

１　日　 時　　令和3年11月30日（火）　10時00分から12時00分まで

２　場　 所　　広島市中区立町3-13
　　　　　　　 ひろしま国際ホテル　３階

３　出席委員 一場委員，大内委員，小椋委員，加藤委員，小林委員，菅野委員，

福田委員，堀川委員，正本委員 （9名）

４　説明事項　○「2025広島県農林水産業アクションプログラム」について（資料１）

５　諮問事項　○瀬戸内森林計画区の地域森林計画の樹立について（資料2）

○高梁川上流，江の川上流，太田川森林計画区の地域森林計画の変更について（資料2）

６　説明事項　○「第3期ひろしまの森づくり事業」の検証結果及び今後の方針について（資料3）

７　担当部署　 広島県農林水産局 林業課 森林企画グループ
　　　　　　　 TEL (082)513-3683（ダイヤルイン）

８　会議の内容

（１）　「2025広島県農林水産業アクションプログラム」について説明を行った。

（２）　諮問事項の地域森林計画の樹立及び変更について，諮問を行った。

（３）　「第３期ひろしまの森づくり事業」の検証結果及び今後の方針について，説明を行った。

（４）　議事（質疑応答）

（事務局（野上参事））

みなさんおはようございます。定刻より若干早いのですが，みなさまお揃いになりましたので，ただ今から第81回広島県森林審議会を開催させていただきます。

本日の司会を務めます，農林水産局林業課の野上でございます。

よろしくお願いいたします。開会に先立ちまして，高木総括官からご挨拶申し上げます。

（高木総括官）

林業振興総括官の高木でございます。

広島県森林審議会の開会に当たり，一言ご挨拶申し上げます。

委員の皆様方におかれましては，ご多忙の中，お集まりいただきまして，厚く御礼を申し上げます。

そして，また，日頃より本県における森林・林業行政の推進に，格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて，新型コロナウイルス感染症が世界中で拡大して間もなく2年が経過しますが，この間，社会経済情勢や生活様式等に深刻な影響をもたらしております。

需要分野である住宅市場におきましては，全国の住宅着工戸数は去年の同じ月より７か月連続で増加するなど，回復傾向にあるのではないかと考えておりますが，一方でウッドショックによる木材製品の不足や木材価格の高騰など，先行き不透明な状況が今後もいつまで続くのかといったことが懸念されている状況です。

こうした中，本県では，本年3月に策定しました，「2025広島県農林水産業アクションプログラム」に基づき，10年後の目指す姿を見据えながら様々な森林・林業施策を推進していくところでございます。

本日は，本県の森林・林業施策の方向性を規定している「地域森林計画」や，今年度が第3期の最終年度となります「ひろしまの森づくり事業」の検証結果と今後の推進案について，皆様方から忌憚のないご意見を頂戴したいと考えております。

終わりに，本日ご参集の皆様の益々のご活躍を祈念いたしまして，甚だ簡単ではございますが，開会の挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いします。

（事務局（野上参事））

去る，令和3年9月30日をもって森林審議会の委員の皆様の任期が満了いたしました。

このため，本日お集まりの委員のみなさまにおかれましては，10月8日付けで新たにご就任いただ

きました。

ここで，本日ご出席いただいております委員の皆さまを，名簿順でご紹介をさせていただきます。

お手元の資料の中に森林審議会委員名簿があります。ご覧ください。

・有限会社　一場木工所代表取締役の　一場　未帆委員でございます。

・広島県生活協同組合連合会理事の　大内　佳子委員でございます。

・広島森林管理署長の　小椋　重信委員でございます。

・公立大学法人　福山市立大学准教授の　加藤　誠章委員でございます。

・広島県森林組合連合会代表理事会長の　小林　秀矩委員でございます。

・一般社団法人広島県木材組合連合会 会長の　菅野　康則委員でございます。

・福田事務所 公認会計士の　福田　和恵委員でございます。

・中国木材株式会社 代表取締役社長の　堀川　智子委員でございます。

・みずえ緑地株式会社　代表取締役　正本　大委員でございます。

なお，廿日市市長の松本委員と広島県公立大学法人県立広島大学准教授の村田委員におかれましては，本日御欠席でございます。

引き続き，事務局の紹介をさせていただきます。

前列，高木総括官でございます。井堀林業課長でございます。山﨑森林保全課長でございます。

2列目に移りますが，小谷林業経営・技術担当監でございます。小笠原治山担当監でございます。

（事務局（林業課長））

林業課長の井堀でございます。

それでは，ここで会長の選任に入らせていただきます。

　当森林審議会の議長は，本来，会長に務めていただくことになってございますが，先ほど説明しましたとおり，みなさまが今回新たにご就任いただいたという形になってございますので，まずは会長の選任をお願いしたいと思います。

規定によりまして，会長は委員の互選によって選出していただくことになっておりますので，どなたかご推挙をいただけませんでしょうか。

（菅野委員）

森林・林業行政に大変詳しい小林委員を推薦いたします。

（事務局（林業課長））

ありがとうございます。ただいま，会長に小林委員が推薦されましたが，いかがでしょうか。

（異議なし）

【小林委員　会長就任を了承】

（事務局（林業課長））

ありがとうございます。それでは，小林委員に会長に就任いただくことに決定させていただきます。

それでは，これからの議事進行は会長にお願いしたいと思いますので，小林委員におかれましては，

会長席の方へ，移動をお願いします。

【会長登壇】【会長着席後：確認】

（事務局（林業課長））

ではここで，会長のご挨拶をお願いいたします。

（会長）

皆様おはようございます。先ほど菅野会長から会長のご指名を頂きました小林でございます。

皆様のご推挙によって会長のご指名がありましたので，力不足ではございますが会長を務めて参りたいと存じますのでよろしくお願いいたします。

今日は11月30日で，明日から師走という大変ご多用の中，皆様方には審議会にご参集を賜り，まずもって御礼を申し上げる次第でございます。誠にありがとうございます。

前任の方が9月30日で退任されたということで，海堀会長をはじめ退任された方に心から敬意と感謝を申し上げますと共に，新しく入ってきた方，どうぞよろしくお願いいたします。

当審議会については，森林法に基づく本県の諮問事項についてご審議いただき，森林・林業施策についてご提示いただいたものについて皆様の忌憚のないご意見を賜ればと思っております。

近年は豪雨災害を受け，森林の果たす役割やカーボンニュートラル等の環境問題など，森林に期待する役割も様変わりしています。

是非とも，皆様から忌憚のない意見を頂戴したいと考えております。

我々11名が同じ方向に向かってやっていきたいと考えておりますので，お力添えをいただきますようよろしくお願いします。

簡単ではございますが，就任に当たっての挨拶にさせていただきたいと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。

（会長）

それでは，事務局から委員の出席者数を報告してください。

（事務局（野上参事））

本日，出席委員は9名となっております。委員総数11名の過半数，6名以上のご出席をいただいておりますので，この審議会は成立しております。以上です。

（会長）

ありがとうございました。

それでは，議事に入る前に，本日の議事録署名者を指名させていただきます。

正本委員，大内委員のお2人にお願いしたいと思います。

よろしゅうございますか。

（両委員）

【了解】

（会長）

それでは，次第に従いまして，森林保全部会の部会員と部会長の指名に移りたいと思います。

　まず，森林保全部会について，事務局から説明してください。

（事務局（林業課長））

本県におきましては，広島県森林審議会運営要綱の規定により，森林法に基づく開発行為の許可に関する事項等について，森林保全部会が分掌することとし，部会の決議をもって総会の決議とすることができるとされております。

また，森林法施行令に基づき，部会に部会長を置き，部会長が指名する部会員をもって充てるとされています。

（会長）

森林保全部会において決議された事項については，運営要綱の規定により，その決議をもって総会の決議とすることができるとなっておりますが，引き続きそのようにさせていただいてよろしいでしょうか。

（異議なし）

（会長）

ありがとうございます。異議が無いようでございますので，そのようにさせていただきます。

また，森林保全部会の部会員と部会長は，会長が指名するという説明がありましたが，事務局から提案をお願いします。

（事務局（林業課長））

では，事務局から提案させていただきます。

部会員は，加藤委員，小林会長，正本委員に，部会長は，小椋委員にお願いしたいと考えております。

（会長）

ありがとうございます。今，事務局から提案のございました部会員と部会長についてご異存はございませんでしょうか。

（異議なし）

（事務局）

ご異議ないとのことですので，よろしくお願いします。それでは，ただいまから，本日の議題につきまして，知事から諮問をいただきます。

（総括官）

【会長席付近まで移動】

【諮問書の朗読】

知事が出席できませんので，私が代読いたします。

広島県森林審議会会長様

地域森林計画の樹立及び変更について，瀬戸内森林計画区の地域森林計画の樹立及び高梁川上流，江の川上流，太田川森林計画区の地域森林計画の変更について，森林法第６条第３項の規定によって貴会の意見を求めます。

令和3年11月30日　広島県知事

【諮問書を会長に手渡す】

（会長）

諮問事項のご審議をいただく前に，事務局から，冒頭に今日の審議会の進行を説明した上で，説明をお願いします。

（事務局（野上参事））

　次第をご覧ください。本日はまず，森林・林業施策の5年間の具体的取組方針でございます「2025広島県農林水産業アクションプログラム」についてご説明いたします。次に諮問事項として，「地域森林計画の樹立及び変更についてご審議いたします。最後に，「第３期ひろしまの森づくり事業」の検証結果及び今後の方針についてご意見を賜りたいと思います。それでは具体的な説明を行います。

（森林企画GL）

【スライドにより説明】

○「2025 広島県農林水産業アクションプログラム」について

○（議案１）瀬戸内森林計画区の地域森林計画の樹立について

○（議案２）高梁川上流，江の川上流，太田川森林計画区の地域森林計画の変更について

（事務局（林業課長））

説明の最後に1点ご報告させていただきます。今回の各地域森林計画の案につきましては，この間に公告・縦覧を行うとともに，森林管理局長，関係市町長に対して照会をしておりますが，意見の申し立てはございませんでした。以上でございます。

（会長）

ありがとうございます。それでは，ただいま事務局から説明がありましたが，皆様から御意見をお願いしたいと思います。まずは，説明資料1「2025広島県農林水産業アクションプログラム」について説明がありましたが，これについてご質問ご意見がありましたら，どうぞ御発言ください。

（会長）

ございませんでしょか。ないようでしたら，続きまして諮問事項に移りたいと思います。これについては，決議という形になりますので，よろしくお願いします。瀬戸内森林計画区の樹立について何か質問がありましたらお願いします。

（小椋委員）

　資料2の3ページの補足説明をさせていただきます。ただ今地域森林計画書の説明がありましたが，民有林について作成する計画でございます。また，資料の右側に記載のとおり，国有林の地域別の森林計画というものがございます。これは近畿中国森林管理局長がたてる計画でございます。

瀬戸内計画区においても私どもの方で，12月9日まで公告縦覧をかけているところでございます。今しばらくご意見を頂戴しているところでございますのでよろしくお願いいたします。

なお，国有林と民有林は，国有林は国が管理している山になりますが，ここ広島県においては，森林のうち約9割が民有林となっており国有林はごく一部に過ぎません。国有林の代表的な場所としては，宮島の8割位が国有林です。安芸太田町の恐羅漢にもまとまった国有林があります。一方，身近なところで言いますと，広島駅の北側の牛田山，広島港の宇品の山も国有林でございます。

（会長）

ありがとうございました。その他ございませんか。

（正本委員）

　資料2の28ページになりますが，森林の保続性ということで，今後蓄積量が増えていくと説明がありました。一方，資料1の中で今後コウヨウザンが増やしていく話もありましたが，この辺りが蓄積の中で反映されているのか，具体的な数字があれば教えてください。

それから，資料1に関わりますが，IoTを活用したシカ被害の対策について具体的なものがありましたら教えてください。

（会長）

事務局説明をお願いします。

（森林企画GL）

コウヨウザンの森林蓄積への反映ですが，現状ではコウヨウザンは植栽してまだ数年程度しか経っておらず，材積としては反映ができておりません。

ただし，今後の林業経営を進めていくにあたりコウヨウザンという樹種については，生長が早いこと，伐採後の萌芽更新が可能という特徴があり，大変有効な樹種だと考えております。

そのため，今後は植栽の増加に伴い，その結果として蓄積も増加していくと想定しています。

（木材生産GL）

令和2年度からシカの被害拡大抑制対策事業として，IoT技術の実証に取り組んでおります。

具体的には，IoTセンサーカメラを用いて撮影した画像をリアルタイムでスマートフォンに送信することで，わなの見回りの労務の低コスト化や，捕獲の状況をすぐに確認して確実に捕獲することを行っています。

また，奥山の電波の届きにくいところでも，LPWA捕獲装置と言う電波を届けるものがございまして，電波の届かない奥山でも見回り等の低コスト化を図る実証をしております。これらについては，今年度末を目途に検証することとしております。

（会長）

その他ございませんか。

（一場委員）

ナラ枯れの対策はどのように考えられているか教えて欲しいと思います。

また，広葉樹について再造林される可能性があると思いますが，どのような樹種を植えることを想定しているのか。それともほとんど萌芽更新として天然更新で行い，広葉樹の伐採跡地については植栽しないのかについて教えてください。

（会長）

事務局説明をお願いします。

（県営林GL）

ナラ枯れの被害対策については，激害化を招くおそれのある被害箇所を重点的に，それと併せて被害拡大のおそれのある箇所を重点的に，立木燻蒸を中心に被害対策を実施しているところでございます。

（森林企画GL）

広葉樹につきましては，基本的に伐採後については天然更新が可能と考えており，再造林ということは想定していません。

（一場委員）

ナラ枯れについて燻蒸で対応されているようですが，ナラ枯れの拡大に効果がある方法は，被害を受けている木を伐って，その周りに広がらないようにすることだと思います。

ボランティアの方が木を伐ると，若い木ばかりを伐ってしまい，大きな高齢樹だけ残してしまっています。しかし高齢樹を残してしまうと，そこからまた広がってしまい，広葉樹を使用する時期が来た時にみんな枯れてしまうのでそこは対応していただけるといいなと思います。

（会長）

事務局，意見があればお願いします。

（県営林GL）

現在は立木燻蒸しかしていない状況でございますが，委員のご指摘のとおり老齢木が被害を受けやすいという状況がございますので，そういった木を集中的に伐倒するなどして対策を進めて参りたいと考えております。

（会長）

その他ございませんか。

（菅野委員）

資料１の10ページに目標値があります。

経営力の高い林業経営体数を現状2社から15社にするとなっていますが，具体的な方策について教えてください。

（会長）

事務局説明をお願いします。

（林業経営者育成担当）

経営力の高い林業経営体の育成に関しては大きく2つの柱がございます。まずは，既存の林業経営体に対しまして，外部の専門家，これは経営コンサルの方になります。このような専門家を活用し，長期的な森林経営に向けて経営改善に取り組む林業経営体を支援したいと考えています。

また，林業経営体に対しまして，外部専門家の助けを頂いて，経営戦略策定等の研修を実施することで経営力の高い林業経営体を育成し，目標の達成のため取り組んで参りたいと考えております。

（会長）

その他ございませんか。

（福田委員）

　資料2の26ページですが，広葉樹の伐採が計画量より大幅に多かったとのことですが，その背景がわかれば教えていただきたい。また，その結果，計画量としてどのように反映しているのかについて，ご説明いただきたい。

（会長）

事務局説明をお願いします。

（森林企画GL）

瀬戸内計画区で広葉樹伐採が多かった理由は，ごみ焼却場や残土処理地，産業団地などの開発行為に伴い大規模に広葉樹が伐採されその後転用されたことが原因です。

今後の計画量については，数年後の林地開発などの転用を想定して計画量を算定することは困難でございますので，過去3年間の実績から計画区に按分した数字として，前回計画量の約1.6倍程度を計画量としております。

（会長）

その他ございませんか。

（堀川委員）

資料2の13ページですが，エリートツリー等の苗木や少花粉スギの苗木の増加に努めますと記載されています。

全国的にこのような苗木は不足していると言われていますが，この点どのように増加に努めていくのか何か施策がありましたら教えてください。

（木材生産GL）

苗木の生産体制につきましては，採種園の老朽化や生産者の高齢化等により減少傾向にあります。

また，花粉発生源対策というものも一方でございますので，スギ・ヒノキ少花粉品種への植え替えを促進するために，新たな採種園の整備に取り組んでいるところです。

平成29年度から少花粉スギの採種園の整備，今年度から少花粉ヒノキの採種園の整備に取り組んでいます。

苗木生産体制については，令和元年度から新規参入説明会や現地説明会を実施しており，令和元年度に2名，令和2年度に3名が新規参入しており，新たにコンテナ苗の生産を開始したところです。

今年度は今のところ新規参入はございませんが，生産者講習会に多数の問い合わせをいただいており，引き続き新規参入者の増加にも取り組んで参りたいと考えております。

（会長）

堀川委員よろしいでしょうか。現場からの切実な声だと思います。エリートツリーにしても少花粉にしても，国の方針の中ではありますが，絶対量が広島県では不足しているということが堀川委員の質問の主旨だと受け取れます。その点整理していただき対策を講じていただければと思います。

（会長）

その他ございませんか。

（正本委員）

広島県内は降水量が1,100ミリ～1,800ミリまで差がある中で，今回樹立の瀬戸内計画区は最も降水量が少ない地域になると思います。そのため，植栽を行っても枯損率が高くなる地域だと思います。そこについては，今後計画書の中でも具体的な配慮が必要かと思います。

先ほどのご説明の中の資料ではありますが，瀬戸内地域森林計画書の中で，ひとつ誤植がありましたので報告しておきます。22ページの保健保安林のところです。意見として申し上げます。

（会長）

その他ございませんか。

（小椋委員）

資料2の22ページです。

伐採計画になりますが，上から4行目，新たな森林経営管理制度に基づく間伐を推進していこうと記載されています。森林経営管理制度を実施していくためには，市町村の多大な能力や実践力が必要ではないかと考えているところでございます。しかしながら，市町村には林業に詳しい方々が，そんなに多くはないかと感じているところです。

そのため，私ども国有林としても，私どもが持っている林業の技術や基礎的な部分を含めて，市町村の職員の方に知っていただくような取組を始めているところでございます。

また，民有林のみなさまとも連携しながら是非進めて参りたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

2点目になります。資料2の16ページ林道等の開設と林産物の搬出になります。

この中で，既設林道の改良は，走行車両の大型化に対応できるよう質的向上を図りますと記載されています。

このことについては，私も賛成です。

ただ，搬出に当たっては林道だけではなく下流部には県道や市町道等がございます。林道は林業という産業に即して造っているため，例えば４トントラックでも十分走行できますが，逆に市町道では４トンが走れず２トンがギリギリといった事例もございます。

そのため，４トントラックが走れるように市町道など関係部局と連携して拡幅等ご尽力いただければと思います。

（会長）

事務局説明をお願いします。

（林業課（参事））

森林経営管理制度については，管理署の方で市町の支援をやっていただけるということで，是非とも連携した取り組みをさせていただければと考えております。先ほどお話がありましたが，市町職員の方も専門の職員もおらず，今回の管理制度についても困っている市町も見受けられましたので，県でも市町職員を対象とした研修を実施し，地方機関の３事務所に専属の担当参事を配置して，個別に支援をさせていただいております。

県の状況もまたご説明させていただきますので，連携した取り組みをさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

（林業基盤GL）

林道と既設市町道との関連についてです。林道は広くなったが，接続する市町道が狭くて通れないというボトルネックが生じているということで，林野庁の会議などでも問題になっております。

そのため，今後開設を行う際には，林道整備と併せて市町道の改良も一体的に行っていくことを検討して参ります。

（会長）

議案の1と提案しましたが，議案の2についても共通点が多いようですので，何か意見があれば議案2についてもお願いします。

（一場委員）

資料2において，今回広葉樹が沢山瀬戸内から伐採されたということで，これは利用という面ではほぼチップとして利用されたのでしょうか。広葉樹もこれからある程度出てくると思いますので，広葉樹利用の検討をどうされているのか，広葉樹利用について何か進められる施策があれば教えてください。

（会長）

伐った後の利用を確認されておりますか。

（県産材利用促進GL）

個別具体の利用状況についてまでは把握しておりませんが，基本的に広島県内で伐られている広葉樹については，統計資料などをみてもほぼチップとしての利用がほとんどとなっております。

広葉樹と言っても色々な木がございます。他の用途に使える高い値段で売れるような，山元に還元できるような木も含まれていると思いますので，広葉樹の新たな利活用について，ひろしま木づかい推進協議会の専門部会においても検討を進めているところでございます。引き続き広葉樹の有効活用，高付加価値化についても検討して参りたいと思います。

（菅野委員）

瀬戸内計画区の大半がマツになっていますが，今現在も57％がマツだということに非常に疑問を持っております。現在は，マツ枯れして広葉樹林化しているのもあるけれど，そうであっても元々マツが植わっていたからマツ林という形で森林簿が処理されているのか，それとも本当に57%がマツなのか。疑問に感じるので質問しました。

（会長）

事務局説明をお願いします。

（森林企画GL）

ご指摘のとおり，瀬戸内地域のマツ林については，マツ枯れが進んでおり広葉樹林化している森林も多々あります。これらを森林簿で管理していますが，マツの更新について，全て反映できておりません。マツの資源量が過大になっているのではないかという可能性はあるかと思います。

現在，レーザー計測結果を解析しており，資源の正確な特定に努めており，解析結果に基づき将来的にはマツの資源量を整理していきたいと考えております。

（菅野委員）

もう1点ですが，伐採計画でいうと，スギとヒノキの植林を対象するのであれば，全県の10年間で485万㎥に対して，瀬戸内では10年間の出材量が4万㎥で広島県全体の約1%しかありません。

つまり，このような計画を作ったとしても，結局スギとヒノキの面積だけを管理し，そこに対して路網整備も植林計画も，そこに対してだけしか陽が当たらないと考えてよろしいのでしょうか。

（会長）

事務局説明をお願いします。

（林業課長）

今日，ご説明させていただいたのは，スギ・ヒノキとかの人工林資源を取り巻く内容を中心にさせていただきました。県のアクションプログラムでも，里山林等の整備ももちろんございますが，人工林資源の有効活用ということに視点をおきまして，取組を進めていきたいということでございます。

一方で，地域森林計画書全体で申し上げると，そういった人工林資源のことはもちろん，その他森林・林業施策全体についても対象として様々な観点で記載しております。

先ほどのスライドでは説明のボリュームがあまりなかったかもしれませんが，計画書の中では全体的なものを記載しております。

（会長）

菅野委員，何か意見としてまとめられたらどうでしょうか。

（菅野委員）

大丈夫です。

（会長）

28～29ページに菅野委員の気持ちが表れているように思います。方向性としてマツをどう扱っていくのかということであり，針広混交林化と天然林の保全ということで健全なマツ林の保全と明記されていますので，そこをしっかり対応してもらいたいというのが菅野委員のお考えかと思います。

28ページのグラフではその他針葉樹と書いてあります。その他針葉樹とは何なのかということでありますが，マツだと私は思います。ですから，その他というよりは，マツ等と書くのが当然ではないかと思いますがご意見をお願いします。

（林業課長）

28ページのグラフについて，その他針葉樹と書いてございますが，主にはマツということで，ご指摘のとおりでございます。

先ほどマツ枯れと資源量についてのご指摘もありましたが，今後マツの資源量について整理していくのも重要な課題であると認識しております。

スギ・ヒノキもそうですが，こういったマツ林についても今後どのように展開していくのかについて，具体的な方向性について色々検討していかなければいけないという考えでございますので，今後皆さんからもご意見いただきながら，しっかり取り組んで参りたいと思います。

（会長）

ありがとうございます。その他，何かございませんか。

（正本委員）

ご説明では人工林を中心にご説明をいただきましたが，竹林に関して計画書の中では特に出てきませんでしたし，アクションプログラムの方でもありませんでした。

隣県の山口などでは竹林が拡大し，広島でも今後の課題になる可能性もあると思います。

その辺何か見解などあれば教えてください。

（会長）

山崎課長，資料3の森づくり税の説明で竹林は出てきますか。出てくるのであればその時に説明してください。

（森林保全課長）

項目としては出てきませんが，会長が言われました「ひろしまの森づくり事業」において，人工林に侵入してきた竹林ですとか，里山林に侵入してきた竹林の伐倒整理についてはメニュー化しております。

今回の地域森林計画には上げておりませんが，竹林の整備については地元の地域住民からの要望がありましたら，市町に問い合わせいただき実施していくことは可能です。

（会長）

時間も経過しておりますので，最後に。

（加藤委員）

　9ページ目にスギ・ヒノキの齢級構成面積の説明がありました。また28ページ目に森林蓄積量の推移をする中で，スギが一旦減って，ヒノキは全体的に増えるという想定をされていますが，スギは減らしてヒノキは増やすような意図的な意思があるのでしょうか。

（会長）

事務局説明をお願いします。

（森林企画GL）

スギが一時的に減るのは，近年の人工造林の実績からみまして，スギとヒノキの割合でいいますと，だいたい1：9となっており，スギの造林面積は少なくなっております。

ただし，今後，林業経営適地が特定され，再造林を進めていく段階においては，適地適木という考え方もありますし，現在の植栽面積の比率がスギ1に対してヒノキ2となっているため，スギの植栽量が増えることを想定し推定しました。

（会長）

まだまだ意見尽きないようでございますが，大変貴重な意見，ご質問いただきありがとうございました。この辺で答申を出していきたいと思います。

事務局の説明を受けて皆さんご意見ご質問幾重に重ねてまいったわけでありますけれども，概ね事務局の案でよろしいかどうか，お諮りしたいと思います。

ただし，答申の時のとりまとめは付帯してということになりますけれども，原案としてご承認をいただけますでしょうか。

（異議なし）

（会長）

ご異議ありませんか。ありがとうございます。

さっき申し上げた通り，答申書の作成にあたっては会長の私に一任させていただければと存じますけれどもご異議ございませんでしょうか。

（異議なし）

（会長）

ありがとうございます。

それでは最後になりますが，第3期ひろしまの森づくりの検証結果及び今後の方針の説明をお願いします。

（森づくり推進GL）

【スライドにより説明】

○（議案3）「第3期ひろしまの森づくり事業」の検証結果及び今後の方針について

（会長）

事務局から説明を申し上げましたが，それに対して何かご質問があればよろしくお願いいたします。

（加藤委員）

4ページですが，所有者と交渉して合意に至った割合が想定の半分以下だったと思いますが，この要因は不同意だったのか，それとも相手が特定できなかったのか，色々な要因があると思いますが，内訳はどのようなものでしょうか。

（森づくり推進GL）

詳しい内訳までは分かりませんが，多くは森林所有者が分かるところから間伐を進めており，徐々に森林所有者が分からないところの割合が増えてきておりますので，森林所有者の特定だとか，境界が不明で事業箇所が特定できないというところが増えてきているのではないかと思います。

（加藤委員）

それは，当初ここに載っていない段階で急勾配のところにおいては過去から間伐を進めてきたということですか。

（森づくり推進GL）

第3期につきましては30度以上250ｍという区域設定をしましたが，それまではこのような区域設定をしておりませんでしたので，30度以上のところでも実施して参りました。

（加藤委員）

20度以上でも実施してきたということでしょうか。

（森づくり推進GL）

はい，その通りです。

（加藤委員）

であれば20度以上にしてもだいたい同程度の同意になるだろうということでしょうか。

（森づくり推進GL）

その通りです。

（会長）

その他ございませんか。

（大内委員）

今の4ページの対応案で森林経営管理制度の活用ということですが，どういうことでしょうか。

（会長）

説明をお願いいたします。

（橋本参事）

4ページの森林経営管理制度の活用ですが，森林経営管理制度は所在が分からないとか，共有林である一定の方の所有は分かるけれども分からない人がいるので権利関係などでどうしても手が付けられない森林がこれまでありました。こういった森林を整備するために令和元年度から森林経営管理制度が始まりました。森づくり事業でそのような理由でこれまで手を付けられなかったところはまさしく経営管理制度で所有者を洗い出していって森林整備を進めていくという，そのための経営管理制度でありますのでそういった背景でこのような記載がされています。

（大内委員）

今までできなかったことがこれからできるようになったということですか。

（林業課長）

こういった課題は以前から林業が抱えておりましたが，新しく法律ができまして，市町が所有者不明の場合にその森林を預かる形で，代わりに森林整備を行う仕組みができました。

森づくり事業の場合も，そういった色々な事情で同意が得られない場合，新しい仕組みを使って対応していきたいと考えております。

（会長）

その他ございませんか。

（加藤委員）

8ページですが，事業の認知が高い一方で，税の使途の認知度が低いと書かれています。

事業の内容について，成果が上がったことと有用だったことが示せれば十分だと個人的には思いますが，なぜ，税の使途の認知度を上げようと思ったのですか。

（森づくり推進GL）

ひろしまの森づくり県民税の趣旨が，県民全体でお金を出して県民全体で森林を守っていこうという趣旨であります。

こういった県民税があるということ，その県民税は広島県の森林を整備するために使っているということを税を納めていただいている県民の方に知っていただくことが大切であると考えております。

（加藤委員）

税の存在を認知させたいということでしょうか。それとも税の使途を認知させたいのでしょうか。

（森づくり推進GL）

税の存在と税の使途です。

（加藤委員）

使途というのは事業そのものではないと思います。

こういった事業をして，こういった成果があることを認知してもらうこと，事業の目的を果たしていることをいることアピールすることが重要であって，税がここにいくら使われていていることをあえて目標値として設定する理由はあるのでしょうか。

（森づくり推進GL）

事業を知っていただくことと税の使途というのは同じだと思いますので，税がこのような事業で使われているということを併せて認知していただけたらと思っております。

（会長）

加藤委員ご意見があればお聞かせください。

（加藤委員）

税の認知度という表現だと，お金の使い道としていくらこれに使いましたということは分かっていただくということではあると思います。

ただ，これについては，目標の達成としては100%じゃなくても8割方達成して相当程度高い率で達成しているものもありますので，税を使った中でこれだけの成果が出ましたということをアピールして，それに対する認知度が何%になりましたという，そういったことに対して目標値を設定したほうがよろしいかと思います。

（会長）

ご意見としてよろしくお願いします。

（森づくり推進GL）

ありがとうございます。今後の検討に参考にさせていただきます。

（会長）

その他ございませんか。

（堀川委員）

同じ件についてですが，今テレビCMで，「県民税があります」という内容で，税金があることを認知させる内容になっています。本当はやはりこの税を活用して何ができて何が役に立っているのかをPRし，それを成果としなければいけないと思います。

非常にある意味ずれた目標のように思いますので，是非成果をしっかりPRしていただきたいと思います。

（会長）

要望ということでよろしいでしょうか。

その他ございますか。無いようでしたら，森づくり県民税についての質疑は終了させていただきますが，議題にないもの，それ以外のことについて何かご意見ありましたらお伺いします。

（一場委員）

市町の担当者の方に向けた木育を推進するための活動や木造の建物を建てるためにどうすればいいのかといったことなど，ソフト的な研修をする場がなかったりするので，どのように森づくり事業を活用して，どのように予算を立てていくかなど，市町の方たちに伝える場をもう少し準備していただければ，事業としてもうまく活用できると思いますがどうでしょうか。

（会長）

ご説明をお願いします。

（森林保全課参事）

森づくり事業は基本的に市町が主体となって推進していくということで，そういった具体的な事業や取組だけでなく研修を通じて意識を変えるような取り組みや，そのようなノウハウを広げていくといったところも，今回ちょうど3期終わりまして次期に向けての課題としては認識しております。

先ほど申し上げたようにワークショップや研修会を実施していけるように見直しも含めて参りたいと考えています。

（一場委員）

それは市町の担当者の方が実施するのですか。

（森林保全課参事）

県としても主体的に実施できればと考えております。

（一場委員）

もうひとつは，企業や保育所運営の方等，そういった方にも知っていただきたい内容だと思うので，林業関係者だけでなく，そのような方も参加できればいいと思います。

（会長）

その他ございませんか。

（大内委員）

国内木材の値段が高騰して国内で盗伐が起きているとニュースや，熱海の残土の問題などがあると思いますが，広島県ではどのように対応されていますか。

（林業課長）

違法伐採は九州を中心に発生していますが，ウッドショックと言われる木材価格の高騰などとの直接因果関係はわかりません。

広島県ではそのような事例は今のところは聞こえておりませんが，なかなか山に行けないという状況もあり，伐採届を出してもらうとか，法律の仕組みはありますが，そこをすり抜けてこうした事案が起きてしまっています。

こうした中，県では林野庁と連携し，衛星画像を使ってパトロールする新しい技術を使った取組を開始しました。まだ試行段階ですが，新しい技術で監視を行うという取組です。

法律の仕組みとこうした取組などを組み合わせて，違法伐採が起きないよう取り組んで参りたいと考えております。

（治山担当監）

熱海市の土石流災害を受けまして，県の方においても関係部局や市町と連携しながら盛土の緊急点検をしているところでございます。

点検対象としては，住民の皆さんから懸念があると通報があった盛土，土砂災害警戒区域の上流にある盛土，そういうところを重点点検区域として現在点検を始めております。

来年の出水期までに点検が終了するように進めており，10月末現在でその進捗は2割程度となっています。結果については，まだ途中でありますのでこの場では控えさせていただきます。

（会長）

その他ございますか。

ございませんので，全てのことが終了したといことでございまして，大変ありがとうございました。

それでは閉会にあたりまして，一言ご挨拶申し上げます。

皆さま方には，県内各地から朝早くから来ていただき審議会を開くことができました。

全ての議案に対して終始熱心にご審議いただけましたことを厚く御礼申し上げます。誠にありがとうございました。貴重な意見についてはちゃんと取りまとめてご報告し当然知事の方にも答申されるという形になって参りますが，よろしくお願いします。

色々な問題，指摘をいただきました。

当局におかれましてはぜひとも皆さんの気持ちに寄り添っていただいてちゃんとした活用をお願いしたいと思います。

今日は大変ありがとうございました。これから先は事務局にお返しします。

（事務局（野上参事））

ありがとうございました。それでは最後になりますが，総括官が閉会にあたりましてご挨拶申し上げます。

（高木総括官）

長時間にわたりまして大変熱心なご審議ありがとうございました。本日委員の方々からいただきました多くのご意見につきましては可能な限り反映させて，我々としましても真摯に取り組んでいきますので引き続きご指導賜りますようよろしくお願いいたします。

（事務局（野上参事））

それでは以上をもちまして閉会させていただきます。本日はありがとうございました。